



平成30年度 公益財団法人砂原児童基金 児童福祉向上のための助成金募集要項

1. 内容

香川県内で児童福祉向上のために直接的な支援活動（主に生活困窮世帯等の子ども達を対象とした生活習慣支援・多様な学びや体験の支援・地域との連携事業とする）を行っている団体で、将来もこれを継続して行う意思を持つ団体に助成金を交付します。

2. 対象者

助成金の対象者は、香川県内に活動拠点を置き児童福祉向上のために直接的な支援活動を行っている団体で、下記要件に適合する団体とします。

(1) 助成対象団体について

- ・自主的ボランティアグループ
 - ・NPO法人等非営利で香川県内にて児童福祉向上のために活動している団体
 - ・小地域にて児童福祉向上のために活動している任意団体（自治会などの部門も含む）
 - ・原則として公の補助を受けていないもの
 - ・団体設立後2年を経過しており、当該事業分野において1年以上の活動実績を有していることを原則とする
- 但し設立直後であっても将来性のある場合は、この限りではない
- ・その他 当財団が適切と認めた団体

(2) 事業活動の目的及び企画が明確で継続的に実施され原則として月1回以上活動していること

(3) 自己資金調達に努力していること

(4) 興業その他専ら営利、宣伝を目的としないこと

(5) 特定の政治又は宗教活動を目的としないこと

(6) 会計担当者を決めており、明確な会計経理を実施、報告すること

3. 助成の対象

香川県内で行う事業であり、児童福祉向上（主に生活困窮世帯等の子ども達を対象とした生活習慣支援・多様な学びや体験の支援・地域との連携事業とする）のための事業で、直接的な事業として効果大であると認められるもの（啓発活動、養成活動、一過的色彩の強い「イベント・行事」の開催のみの事業は原則として除外します。）

例)

- 生活困窮世帯等の子ども達を対象とした子ども食堂の開催
(場所代、食材費、調理器具代、食器代、広告宣伝費など)
- 生活困窮世帯等の子ども達を対象とした学習支援・自然体験・職業体験など
(場所代、教材費、広告宣伝費など)
- 子育て家庭の地域からの孤立を防ぐための季節行事や交流会等の開催
(場所代、広告宣伝費など)

4. 助成金額

1 団体につき助成金上限額年間 1 0 万円まで (千円単位の申請とします)

助成金総額 7 0 万円

各団体への助成金額は、当財団理事会の決議により決定します。

5. 助成対象期間

2 0 1 8 年 4 月 1 日 (日) ~ 2 0 1 9 年 3 月 3 1 日 (日) まで

6. 申請手続きについて

下記の書類を当財団事務局まで送付してください。(※応募書類は返却できません)

- ① 助成金交付申請書 (第 4 - 1 号様式)
- ② 団体についての説明 (第 4 - 2 号様式)
- ③ 収支予算書 (第 4 - 3 号様式)
 - (注 1) 申請金額の根拠となる見積書等があれば添付してください。
 - (注 2) 収入合計額と支出合計額が同額となるように作成してください。
- ④ 今年度の事業計画書・予算書
- ⑤ 定款又は会則及び役員名簿もしくはこれらに準ずるもの
- ⑥ 代表者の履歴書又は略歴書 (どのような様式でもかまいません)
- ⑦ パンフレット・チラシ等、団体の概要が分かるもの (任意提出)

7. 申請期限

2 0 1 8 年 5 月 3 1 日 (木) 必着

8. 選考方法

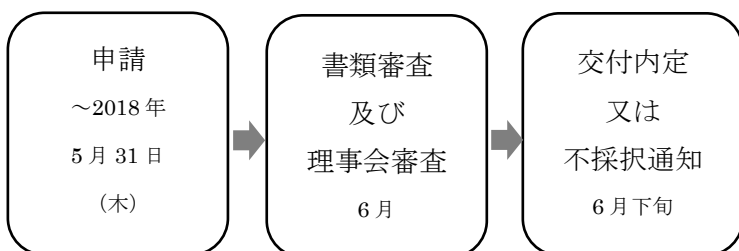
応募書類をもとに当財団事務局で書類審査を行った後、理事会の決議を経て決定します。応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

9. 助成金交付の可否通知について

選考結果については、当財団事務局から「助成金交付内定通知書」又は「助成対象事業不採択通知書」にて通知します。(2018年6月下旬頃発送予定)

応募書類は返却できません。また、当財団では選考結果についての理由を説明する義務を負いませんのでご了承ください。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

【助成金交付の可否通知までの流れ】



10. 助成金交付内定者の義務

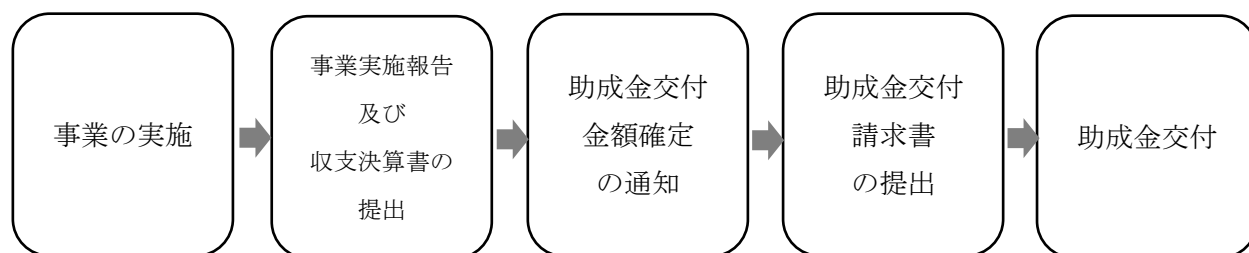
- (1) 当財団の児童福祉向上のための助成金事業実施要綱及び本要項を遵守してください。
- (2) 助成対象事業に対する支払い完了後1ヶ月以内(ただし、平成31年3月10日以降に終了する事業の場合は、4月10日まで)に助成対象事業実施報告書(第4-8号様式)及び収支決算書(第4-9号様式)を提出してください。また、収支決算書には、支払先や金額が明記された領収証やレシート全てのコピーを必ず添付してください。
- (3) 助成対象事業の内容に変更があった場合や、中止になった場合は、助成対象事業計画変更・中止(廃止)承認申請書(第4-7号様式)を当財団に遅滞なく届け出てください。
- (4) ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には当財団の助成の旨を表示してください。また、当財団に提出していただければ、可能な範囲で広報に協力させていただきます。

11. 助成金交付確定について

助成対象事業実施報告書及び収支決算書を審査した後、助成金交付金額を確定して助成金交付確定通知書(第4-10号様式)及び助成金交付請求書(第4-11号様式)を送付します。

通知書が届きましたら、直ちに助成金交付請求書にご記入のうえご返送ください。請求書をいただいた後、7日以内に助成金を指定口座へ振込みます。

【実施報告書提出から助成金交付までの流れ】



(注) 収支決算の結果、助成対象事業にかかった経費が申請時より減少した場合、助成決定額が減額変更となる場合があります。

1.2. 助成金の支給中止及び返還

当財団の児童福祉向上のための助成金事業実施要綱第13条に定める項目に該当する場合は、助成金の支給を取消、中止します。すでに交付した助成金の一部もしくは全部を返還していただきます。

1.3. 関係書類の整備について

当該事業にかかった経費の領収書・レシート及び収支を明らかにした書類及び帳簿を備えて、団体にて5年間保存し、必要に応じて提出できるようにしてください。保管不備の場合、助成金の返還をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

1.4. 実施団体及び応募書類送付先

【応募書類郵送先】

公益財団法人砂原児童基金

「児童福祉向上のための助成金事業 申請募集受付係」

〒760-0004 香川県高松市西宝町3丁目6番22号

TEL : 087-837-2230 FAX : 087-837-2228

メールアドレス : s-jidou@s-jidoukikin.or.jp

URL : <http://s-jidoukikin.or.jp>

受付時間 : 9時～18時 (土曜日9時～13時)

土曜日午後、日曜日、祝日、お盆(8月13日～15日)、

年末年始(12月29日～翌年1月3日)は休業



公益財団法人 砂原児童基金